

小牧市民病院移転業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

〔平成30年4月25日〕
〔30小建第38号〕

(設置)

第1条 小牧市民病院移転業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、小牧市民病院移転業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提出書類等の評価基準の設定に関すること。
- (2) 提出書類等を審査し、その結果を小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充て、管理者が任命する。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 医局長
- (4) 事務局長
- (5) 看護局長
- (6) 薬局長
- (7) 臨床検査科技師長

3 委員会に委員長を置き、院長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条第2号に規定する審査の結果を管理者に報告した後に、解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により委員会の審議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、小牧市民病院事務局新病院建設推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月25日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。